

サンケアネット訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社中部サンケアネットが開設するサンケアネット訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護職員及びその他の職員（以下「看護職員等」という。）が、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問看護等の提供に当たっては、利用者の心身の特性に合わせて、その有する能力に応じ主体的な生活が継続できるよう、健康及び日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるよう支援に努めるものとする。

- 2 ステーションは、利用者が必要とする時に訪問看護等が提供できるよう努めるものとする。
- 3 ステーションは、自らその提供する訪問看護等の質の評価を行い、質の維持、改善を図り、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 訪問看護等の提供に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携を保ち、総合的なサービス提供に努めるものとする。
- 5 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、看護職員等に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(訪問看護等の運営)

第3条 訪問看護等の提供に当たっては、ステーションの看護職員等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(ステーションの名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 サンケアネット訪問看護ステーション
- (2) 所在地 沖縄県沖縄市古謝津嘉山町24番3号 原アパート102

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 ステーションにおける従業員の職種、員数、及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（常勤兼務1名）
管理者は、ステーションの看護職員等の管理及び訪問看護等の利用の申し込みに

係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも訪問看護等の提供にあたる。

(2) 看護職員等（常勤換算2, 5名以上）

看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護等の提供に当たる。

(3) 事務員（1名）

ステーションの請求業務、物品等管理、経理等を行う

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日時及びサービス提供日時については、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日まで。但し、12月31日から1月3日、祝祭日除く

(2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供：24時間365日

2 常時24時間、緊急時の連絡相談、訪問等の適切な対応ができる体制を準備する。

(訪問看護等の内容)

第7条 ステーションで提供する訪問看護等の内容は次のとおりとする。

(1) 病状・障害の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

(3) 食事及び排泄等の日常生活の世話

(4) 褥瘡の予防及び処置

(5) リハビリテーション

(6) ターミナルケア

(7) 精神科領域患者及びご家族の看護・支援

(8) 療養生活や介護方法等の指導

(9) カテーテル等の管理

(10) その他医師の指示による医療処置

(訪問看護等の提供方法)

第8条 訪問看護等の提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護等を実施する。訪問看護報告書を作成して提供した内容を主治医と共有する。

(2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(3) 利用者が選定した介護支援専門員は立案した居宅サービスに基づいて訪問看護計画

書を作成し訪問看護等を実施する。

(利用料等)

第9条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者自己負担の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、支給限度額を超えた場合は、全額利用者負担とする。

2 その他のサービスの提供については、別紙の重要事項説明書に定める料金を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、沖縄市・うるま市・北中城村・北谷町の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第11条 看護職員等は、訪問看護等の提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に報告し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等必要な処置を講ずるものとする。

2 訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条 訪問看護等の提供に関わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは提供した訪問看護等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 ステーションは、提供した訪問看護等に関わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 ステーションは、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 ステーションは、得た利用者の個人情報については、訪問看護等の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 ステーションは、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について看護職員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 ステーションは、訪問看護等の提供中に、看護職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 ステーションは、看護職員等の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- (3) 社外研修 隨時派遣

- 2 ステーションは、看護職員等に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 3 ステーションは、すべての看護職員等に対し、健康診断を定期的に実施する。
- 4 ステーションは、訪問看護等に関する諸記録を整備しその完結の日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 ハラスメント対策を強化する観点から、ステーションは必要な措置を講じなければならない
 - (1) ステーションにおいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化と必要な措置を講ずる。
 - (2) 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応する為に必要な、相談対応のための担当者や窓口をあらかじめ定め看護職員等へ周知する
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社中部サンケアネットとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。